

# コンプライアンス規程

## (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ウイズワーク・ラボ(以下「この法人」という。)の「倫理規定」の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守(以下「コンプライアンス」という。)上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

## (基本方針)

第2条 この法人の役員及び事務職員(以下「役職員」という。)は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

## (組織)

第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会  
(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、理事長が理事の中から指名する。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について、報告する。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長  
(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、外部有識者を委員として構成する。理事長が必要と認めるときは、理事を指名し、委員として加えることができる。

2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
- (6) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

## (コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年6月に開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

## (報告、連絡及び相談ルート)

第7条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

- 2 コンプライアンス担当理事は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちに事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、当該事象への対応を実施する。
- 3 役職員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス担当理事への報告が困難なときは、監事担当理事に報告することができる。

(役職員のコンプライアンス教育)

第8条 この法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(懲戒等)

第9条 職員が第7条第1項から第3項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

- 2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とする。職員の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

譴責：始末書を提出させ、将来を戒める。

減給：賃金規程に定める給与を減額する。減給額は、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の10分の1を超えてはならない。

出勤停止：相当期間の出勤を停止する。出勤停止期間中の賃金は支給しない。

懲戒解雇：予告期間を設けることなく、即時に解雇する。ただし、所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合は、解雇予告手当を支給する。

- 3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については、理事長がこれを行う。

- 4 職員に対する懲戒処分は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

本規程に違反した場合

業務上の指示・命令に違反した場合

その他、前各項に準ずる不都合な行為があった場合

- 5 懲戒処分の決定に際しては、対象者に弁明の機会を与えるものとする。

- 6 懲戒処分を受けた者は、決定に不服がある場合、理事長に対し、再審査を請求することができる。

- 7 前各項の定めにかかわらず、職員に関する事項については、就業規則が制定された場合は、当該就業規則の定めるところによる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。